

すすめよう！男女共同参画

問合せ

役場企画課
企画調整係(内線212)

◆ 6月23日～29日は「男女共同参画週間」です

○平成29年度のキャッチフレーズ

「男で^{まる}○、女で^{まる}○、共同作業で^{にじゅうまる}◎。」

国の男女共同参画推進本部は、毎年6月23日～29日の1週間を「男女共同参画週間」として、さまざまな取り組みを通じ、男女共同参画社会基本法の目的や基本理念について理解を深めることを目指しています。

男女が家庭や学校、地域、職場でそれぞれの個性と能力を発揮できる「男女共同参画社会」を実現するためには、行政だけでなく町民の皆さん一人ひとりの取り組みが必要です。この男女共同参画週間をきっかけに、男女のパートナーシップについて考えてみませんか。

◆一人ひとりが輝いて

男女共同参画社会とは、男女が社会の対等な構成員と

して、自らの意思によって社会のあらゆる分野における活動に参画する機会が確保され、ともにその個性や能力を発揮しながら生き生きと暮らせる社会のことで

す。「男だから」「女だから」というだけでその可能性を限定するのではなく、個人の意思を尊重し、さまざまな生き方を自ら選択できる環境を整え、互いに協力をしながら支え合うことが大切です。

男性も女性も個性や能力は人それぞれであり、男女が同じようにしなければならないということではありません。全ての人が家庭や学校、地域、職場などのあらゆる場面で活躍できるのが男女共同参画社会であり、男性にとっても女性にとっても生きやすい社会を目指しています。